**特定市街地の総合的生活環境の整備改善等に関する特別措置法案（仮称）**

**要項（案）**

**第一　目的**

　この法律は、簡易宿所等が密集する地域における生活環境の状況にかんがみ、当該地域の生活環境の改善、地域社会の安全、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等（以下「総合的生活環境の整備改善等」という。）に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、当該地域における住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とするものとすること。

**第二　定義**

　一　この法律において「特定市街地」とは、簡易宿所等が密集し、総合的生活環境の整備改善等を図る必要がある地域で第四の一により指定されたものをいうものとすること。

　二　この法律において「特定事業」とは、特定市街地における総合的生活環境の整備改善等に関する事業で政令で定めるものをいうものとすること．

**第三　施策における配慮**

　国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、地域住民等の理解と協力を得るとともに、その施策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずるよう努めなければならないものとすること。

第四　地域の指定

　一　特定市街地は、内閣総理大臣が、都道府県知事（政令指定都市においては、当該政令指定都市の長。以下同じ。）の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとすること。

　二　都道府県知事は、特定市街地の指定を受けようとするときは、当該特定市街地の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならないものとすること。

第五　基本方針

　一　内閣総理大臣は、特定市街地における総合的生活環境の整備改善等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとすること。

　二　基本方針においては、次に掲げる事項につき、第六の一の整備計画の指針となるべきものを定めるものとすること。

　　①　特定市街地における総合的生活環境の整備改善等の意議に関する事項

　　②　特定市街地における生活環境の改善に関する基本的な事項

　　③　特定市街地における地域社会の安全に関する事業に関する基本的な事項

　　④　特定市街地における産業の振興に関する事業に関する基本的な事項

　　⑤　特定市街地における職業の安定に関する事業に関する基本的な事項

　　⑥　特定市街地における教育の充実に関する事業に関する基本的な事項

　　⑦　特定市街地における人権擁護活動の強化に関する事業に関する基本的な事項

　　⑧　特定市街地における社会福祉の増進に関する事業に関する基本的な事項

　　⑨　その他必要な事項

　三　内閣総理大臣は、基本方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとすること。

第六　整備計画

　一　都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の特定市街地について、総合的生活環境の整備改善等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に協議しその同意を求めることができるものとすること。

　二　内閣総理大臣は、整備計画に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとすること。

　三　整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとすること。

　　①　特定市街地における総合的生活環境の整備改善等に関する基本的な方針

　　②　特定市街地における総合的生活環境の整備改善等の目標

　　③　特定市街地における生活環境の改善に関する事業に関する事項

　　④　特定市街地における地域社会の安全に関する事業に関する事項

　　⑤　特定市街地における産業の振興に関する事業に関する事項

　　⑥　特定市街地における職業の安定に関する事業に関する事項

　　⑦　特定市街地における教育の充実に関する事業に関する事項

　　⑧　特定市街地における人権擁護活動の強化に関する事業に関する事項

　　⑨　特定市街地における社会福祉の増進に関する事業に関する事項

　　⑩　その他必要な事項

　四　地方公共団体は、整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

第七　協力

　国、関係地方公共団体及び関係事業者は、第六の一の同意を得た整備計画（以下「同意整備計画」という。）の円滑な実施が促進されるよう相互に協力しなければならないものとすること。

第八　支援措置

　一　特別の助成

　　1　同意整備計画に基づく特定事業でこれに要する費用について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定するものとすること。

　　2　1の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとすること。

　二　地方債

　　1　同意整備計画に基づく特定事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるものとすること。

　　2　同意整備計画に基づく特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険特別会計の積立金をもってその全額を引き受けるものとすること。

　三　元利償還金の基準財政需要額への算入

　　　同意整備計画に基づく特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとすること。

　四　課税の特例

　　　同意整備計画に従って特定事業を実施しようとする者が、同意整備計画に従って取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができるものとすること。

　五　地方税の不均一課税に伴う措置

　　　地方税法第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、特定市街地において総合的生活環境の整備改善等を図る上で中核となる施設その他の施設のうち自治省令で定める施設を同意整備計画に従って新設し、又は増設した者について、当該施設の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあってはこれらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とするものとすること。

第九　施行期日等

　一　この法律は、公布の日から起算して○月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

　二　関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。